

医師確保対策に関する緊急要望

都道府県は今年度、改正医療法に基づき、国が示す医師偏在指標により区域や目標医師数を設定した上で、医師の偏在対策を目的とする医師確保計画を策定することとされている。

医師確保計画の策定にあたり国が算定し提示する医師偏在指標と、それに基づく医師少数区域等の区分は、限られた一定の条件で全国を相対的に比較したものであり、地域に必要な医療提供体制を十分に捉え切れていない。

また、目標医師数については、地方が必要としている医師数とかい離しており、これらを用いた医師偏在対策の手法では、へき地医療の確保など各県が取り組む医師確保対策が抑制され、ともすれば後退するのではないかという、強い危機感を持つものである。

地方の医師不足の背景には、国の医療制度と大都市部への人口と資本の集中といった構造的な課題があり、中国地方知事会として、医療提供体制の確保のため、各県の実情に応じた医師確保対策の一層の推進が図られるよう、国に対し、次のとおり強く要望するものである。

- 医師偏在指標や目標医師数、これらを用いた医師偏在対策の手法について、地理的条件や診療科の偏在等、地域の実情を十分に反映させるものとなるよう、見直しを行うこと
- 引き続き、地域及び診療科の偏在解消に向け、医学部臨時定員枠の維持や、実効性の高い制度の創設を行うなど、医師偏在対策を主体的に検討するとともに、県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を行えるよう、国が責任を持って支援を行うこと

令和元年7月1日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	丸	山	達	也	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	